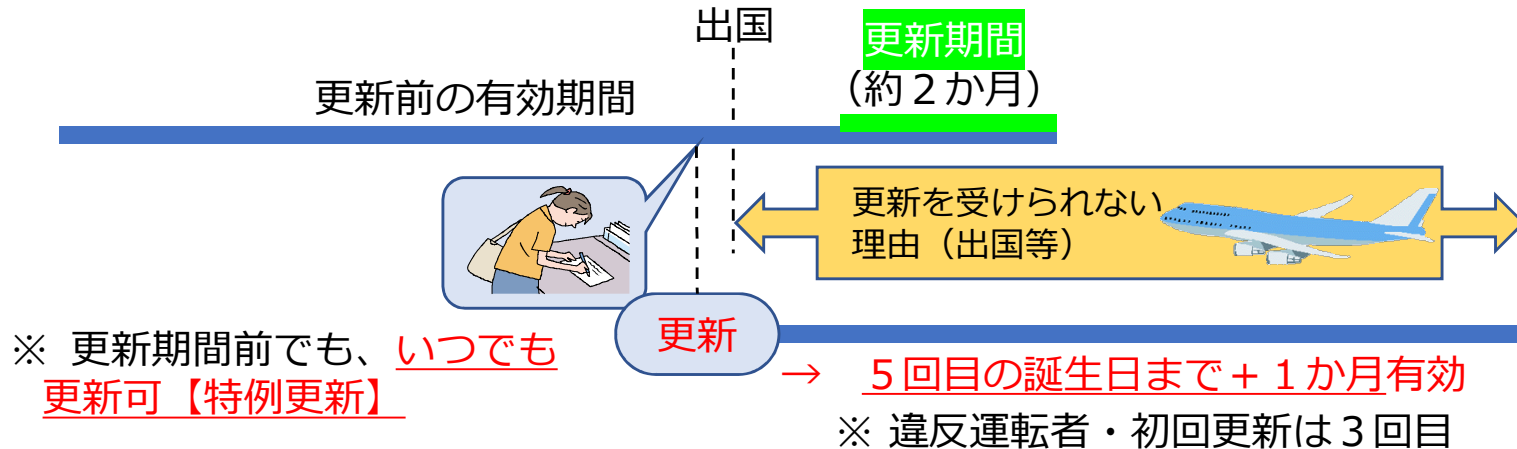


海外滞在者の運転免許証の更新等に係る特例について

【出国前】

＜道路交通法第101条の2＞

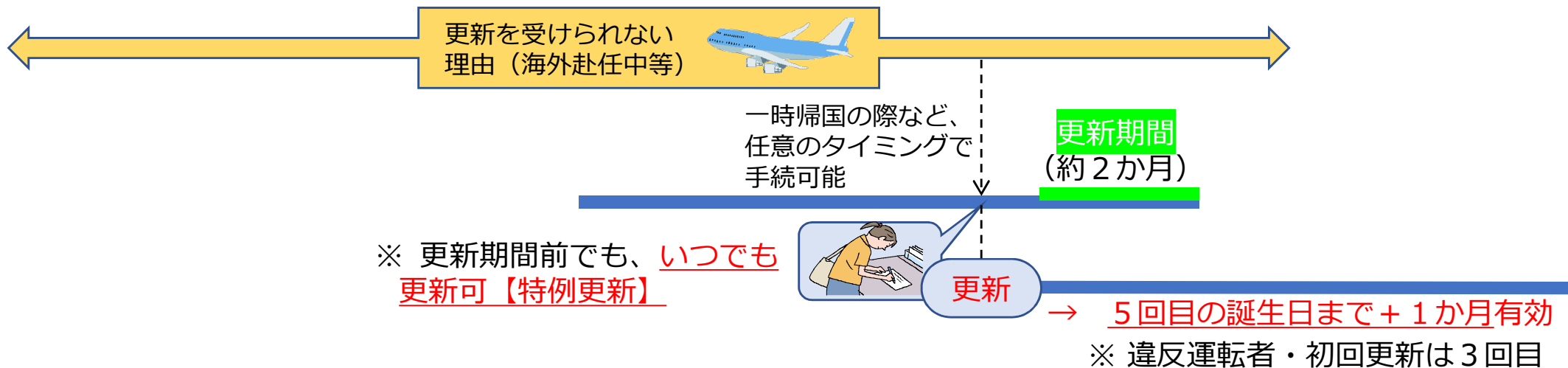
海外赴任の予定がある方は、**出国前に更新**していただければ、多くの方は、5年間有効な免許証を持って出国することができます。



【海外赴任中】

＜道路交通法第101条の2＞

海外赴任中の方は、更新期間前でも、一時帰国の際に更新することができます。

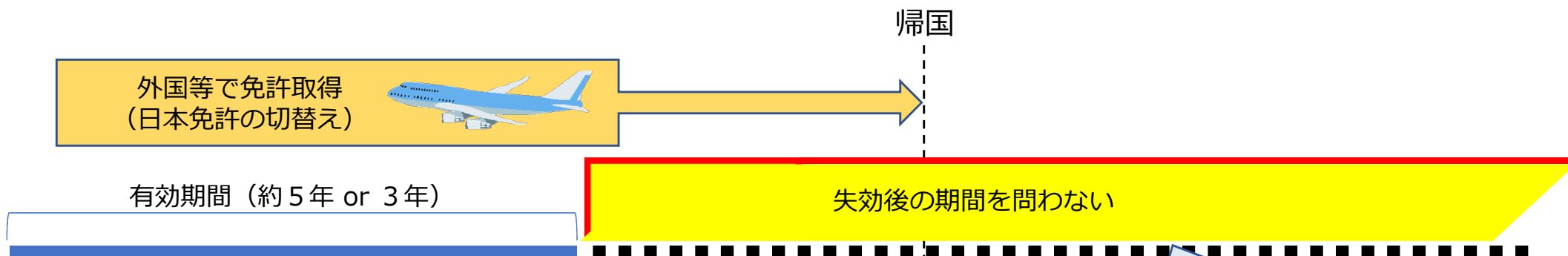


【帰国時】

<道路交通法第97条の2第2項>

① <外国等の免許を受けている場合>

免許が失効して帰国した際も、外国で免許を取得している方は、視力など簡単な検査のみで日本の免許を取得することができます。



【外免切替】

- かつて一度でも日本の免許を受けたことがある者は、日本の免許失効後の期間を問わず、有効な外国等の免許を有する（日本の免許から切り替えた場合も含む。）ことを確認すれば、視力等の検査のみ（講習なし）で、日本の免許を取得

※ 「外国等」の範囲に制限なし（外国等の免許を受けた後、その外国等に3月以上滞在することが必要）

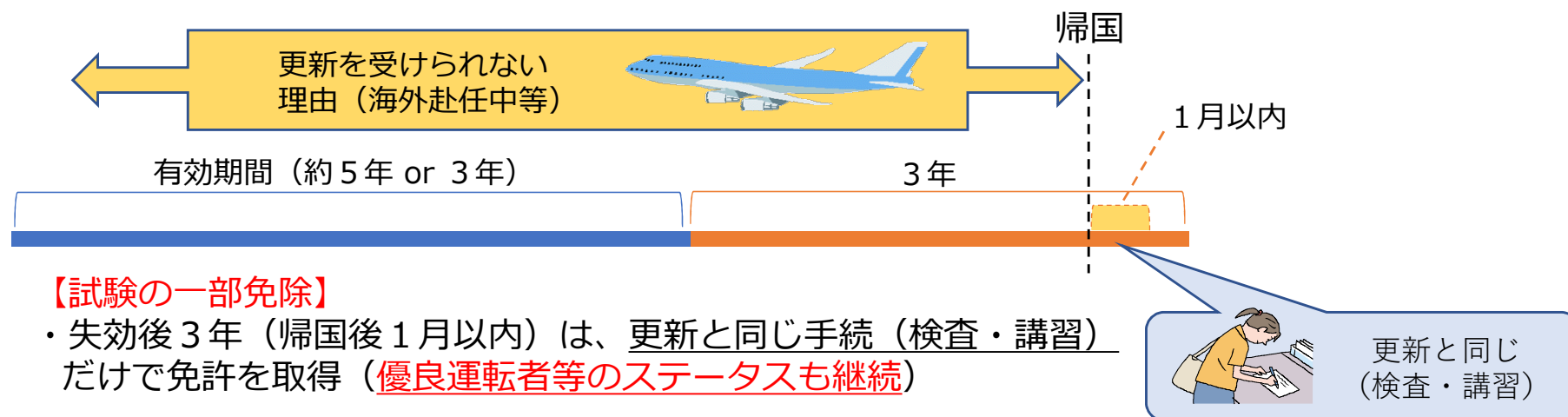
外国等の免許 + 滞在期間の確認
(検査のみ・講習なし)

【帰国時】

<道路交通法第97条の2第1項第3号>

② <外国等の免許を受けていない場合>

外国で免許を取得していない方は、失効後3年以内で、帰国後1か月以内であれば、更新と同じ手続で免許を取得することができます。



【試験の一部免除】

- 失効後3年 (帰国後1月以内) は、更新と同じ手続 (検査・講習) だけで免許を取得 (優良運転者等のステータスも継続)

【帰国から免許手続までの日本における運転】

<道路交通法第107条の2>

日本人の方も外国人の方と同様に、外国等で取得した 国際運転免許証等 を所持することによって、日本の免許を受けることなく (日本に上陸したときから1年間)、日本で運転することができます。



(国際運転免許証)